



# 新潟市の情報通信技術活用事例

---

平成22年5月11日

新潟市総務部IT推進課

1 国の施策	.....	P.1
2 新潟市の施策	.....	P.4
3 新潟市のICT活用状況	.....	P.5
4 電子申請・届出システム	.....	P.6
5 電子収納システム	.....	P.13
6 情報公開システム	.....	P.20
7 新潟市の情報化進展度	.....	P.26



# 1 国の施策(1/3)

## 2000年（平成12年）

### ◆ 情報通信技術戦略本部の設置

IT革命に戦略的かつ重点的に取り組むため、IT戦略本部を内閣に設置

### ◆ IT基本戦略

「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策」、「電子商取引ルールと新たな環境整備」、「電子政府の実現」「人材育成の強化」を重点的な施策としたIT基本戦略を決定

### ◆ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が成立

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた「IT基本法」が成立

## 2001年（平成13年）

### ◆ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)の設置

IT基本法に基づき、IT戦略本部を内閣に設置

### ◆ e-Japan戦略

「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とするIT国家戦略を策定

### ◆ e-Japan重点計画

「e-Japan戦略」を具体化し、政府が迅速かつ重点的に実施すべき諸施策を提示

### ◆ e-Japan2002プログラム

「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の施策に反映する年次プログラムを提示

# 1 国の施策(2/3)

## 2002年（平成14年）

### ◆ e-Japan重点計画-2002

IT施策の進捗状況を把握・評価し、国際的なIT基盤の整備状況を踏まえ、e-Japan戦略を更に加速・前倒しする目的で策定

### ◆ 行政手続オンライン化関係三法が成立

書面による手続のオンライン化や個人の電子証明書の取扱い等について規定する3つの法律が成立（行政手続オンライン法、整備法、公的個人認証法）

## 2003年（平成15年）

### ◆ e-Japan戦略Ⅱ

利用環境の整備に重点を置いた「e-Japan戦略」から発展し、情報通信技術の利用・活用へと政策を展開

### ◆ e-Japan重点計画-2003

「e-Japan戦略Ⅱ」に従い、政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的施策を提示

## 2004年（平成16年）

### ◆ 公的個人認証サービスの開始

申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、希望者に対して電子証明書の発行を開始

### ◆ e-Japan重点計画2004

2005年を目前にして、世界最先端のIT国家に向けて残された課題に対する施策を提示





# 1 国の施策(3/3)

## 2005年（平成17年）

### ◆ IT政策パッケージ2005

これまでの取り組みの評価や検証を行い、国民が安心して真にITの利便性を実感できるための取組を強化するなどの目的で策定

## 2006年（平成18年）

### ◆ IT新改革戦略

2010年度までの改革完成目指し、利用者・生活者重視、国際貢献・国際競争力強化等を基本理念とした戦略を策定

## 2009年（平成21年）

### ◆ i-Japan戦略2015 ～国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指し～

2015年までに、デジタル技術による「新たな行政改革」を進め、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素化・標準化、行政の見える化を実現するなどの目的で策定

#### 施策の3本柱

##### (1) 三大重点分野

電子政府・電子、自治体医療、健康教育・人財

##### (2) 産業・地域の活性化及び新産業の育成

##### (3) デジタル基盤の整備

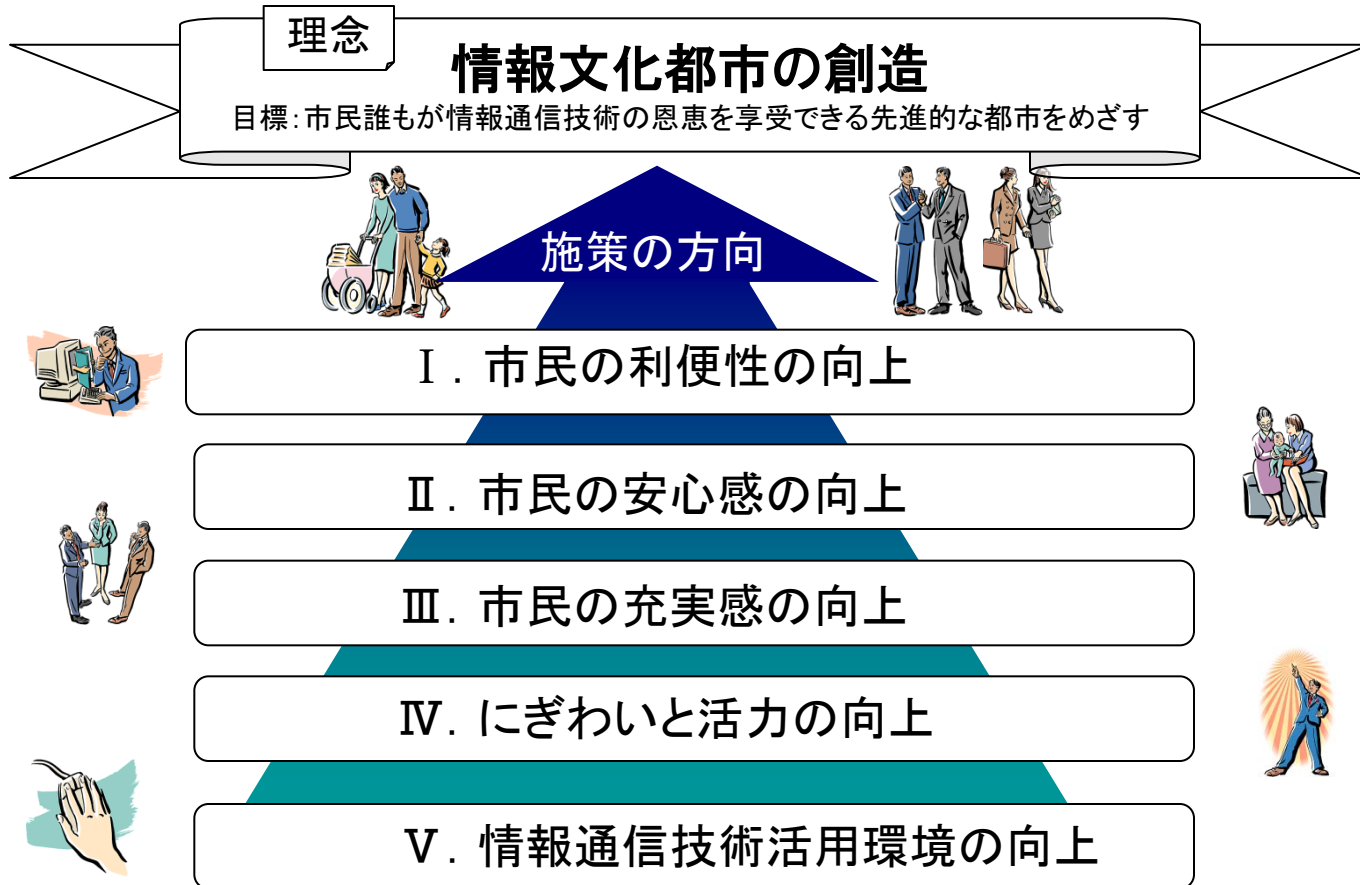
# 2 新潟市の施策



## 2002年（平成14年）

### ◆ 新潟市情報通信技術活用推進計画

市民サービスに的確に対応した行政サービスを実現するとともに、効率的な行政運営や地域の活性化を図るため、基本的な考え方や実施する施策についてまとめたもの



# 3 新潟市のICT活用状況



## 3-1 庁内の利用環境

職員数 : 約7,600人  
端末数 : 約6,000台  
ネットワーク : イーサネット 1000Base-T

## 3-2 主な情報処理システム

### (1) 業務系

住民記録 : 住民記録・印鑑、外国人、戸籍、宛名  
税 : 固定資産税、個人市県民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、……  
年金・保険 : 国民年金、国民健康保険、介護保険  
福祉・保健 : 高齢者福祉、障がい福祉、児童手当、保育、生活保護、老人保健、保健所……  
その他 : 清掃手数料、農地基本台帳、市営住宅管理、下水道受益者負担、……

### (2) 事務系

職員ポータル、財務会計、人事情報、文書管理、……

## 3-3 主な市民サービス用システム

電子申請、電子収納、情報公開、地理情報、公共施設予約、粗大ゴミ収集受付、図書館……

# 4 電子申請・届出システム(1/7)



## 4-1 サービス概要

市ホームページの一箇所から、申請<sup>(※1)</sup>や届出<sup>(※2)</sup>などの手続きに関するサービスを利用できる電子申請・届出システムを利用した「申請・届出の総合窓口」を開設することで利便性の向上を図る。

(2008年10月サービス提供開始、2009年10月手数料利用などのオンライン納付対応)

※1：「申請」とは、認可・許可など一定の行為を求めること。審査した結果が交付される。(営業許可申請など)

※2：「届出」とは、結果などの報告をすること。(転居届など)

## 4-2 主なサービス

### (1) 総合案内サービス

本市の各機関が取り扱う2000種類を超える手続きの概要や必要な書類などの情報が把握できるほか、その手続きの詳細を掲載するページや市コールセンターの「よくある問い合わせ」のリンクから関連情報の取得が行える

### (2) 手続き様式ダウンロードサービス

インターネット上で無償配布されているソフト(Adobe Reader)により、窓口提出用の申請書などを入力により作成を行ってから印刷できる様式の取得が行える

### (3) オンライン申請サービス

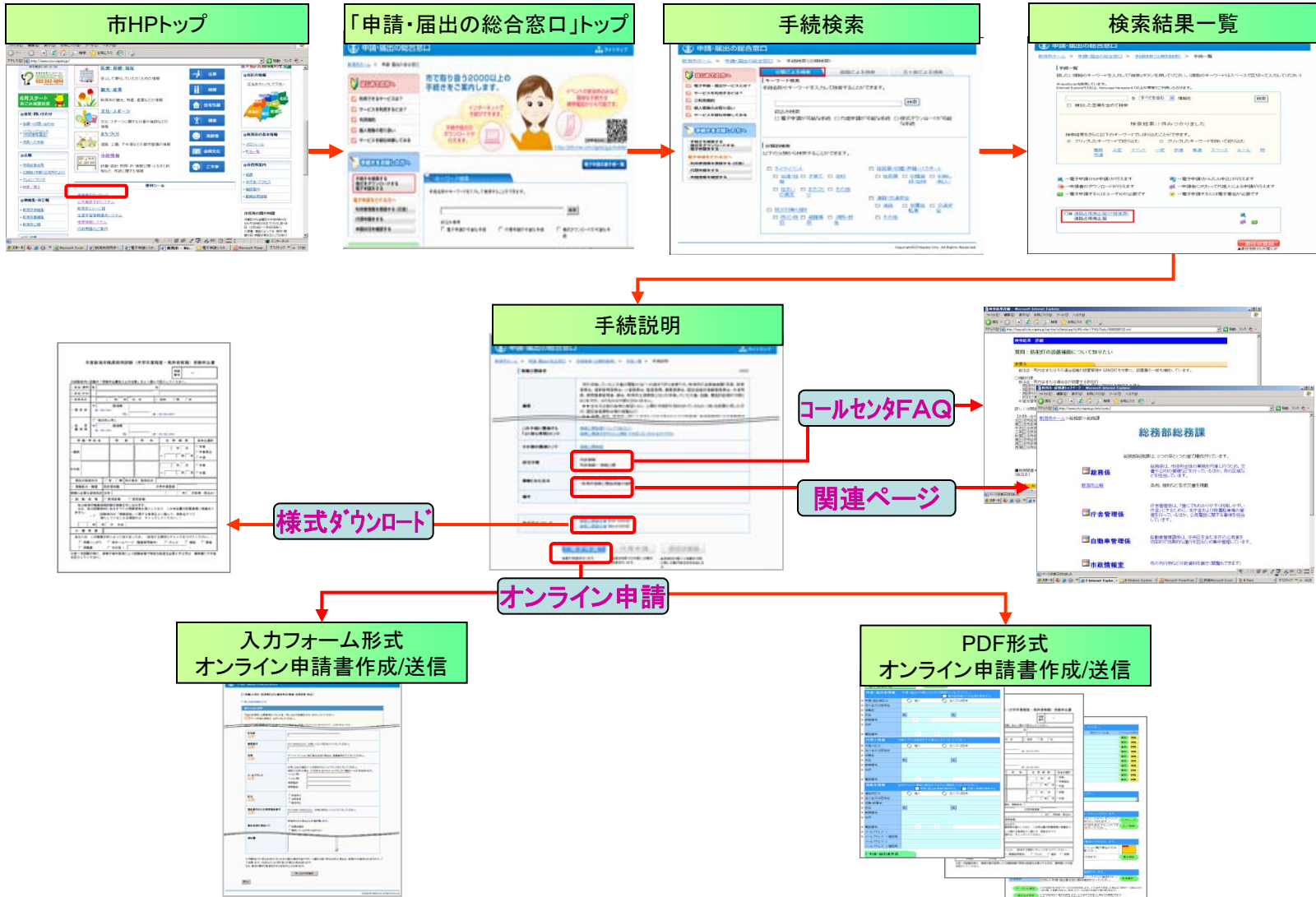
法律や市の条例等により定められた手続きなど、「本格的」な手続きはPDF形式でパソコンから、イベントの参加申し込みなど「簡易」な手続きは、入力フォーム形式で携帯電話やパソコンのどちらからでも行える



# 4 電子申請・届出システム(2/7)



## 4-3 サービス利用イメージ



# 4 電子申請・届出システム(3/7)



## 4-4 オンライン申請書作成(入力フォーム形式)

パソコンの表示

申請・届出の総合窓口

参議院議員通常選挙開票作業体験申込

・申し込み内容の入力

操作方法的説明

下記の各項目に必要な事項を入力した後、「申し込み内容確認」ボタンをクリックしてください。  
(必須)マークがある項目は、必ず入力してください。

本サービスをご利用いただいた場合、次の利用規約に同意したものとみなされますので、必ずお読みください。

お名前 (必須)	<input type="text"/>
お名前(フリガナ) (必須)	全角カタカナで入力してください。 <input type="text"/>
生年月日 (必須)	年は西暦4桁を半角数字で入力してください。 月、日はリストより選択してください。 □□年 □□月 □□日
性別 (必須)	男性 / 女性
郵便番号 (必須)	012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。 <input type="text"/>
住所 (必須)	アパート・マンション等の集合住宅の場合は、部屋番号まで入力してください。 <input type="text"/>

①メールのあて先には、パソコンからのメールを受け取ることができるアドレスを指定してください。  
②申込の結果は採用・不採用の別。採用の場合は従事する開票会場及び事前研修日については、募集締切後にメールにて連絡いたします。

お問い合わせ

新潟市選挙管理委員会事務局  
〒951-8500  
新潟市中央区字25町通1-402-1  
電話 0252260343  
FAX 0252330907  
E-MAIL senkan@city.niigata.jp

申し込み内容確認

携帯電話の表示

iモードHTMLブラウザ

\*Til i

参議院議員通常選挙開票作業体験申込

新潟市選挙管理委員会では、平成22年7月11日(日)に執行が見込まれる参議院議員通常選挙の開票作業体験を希望する大学生・短大学生・専門学校生(公務員受験校に限る)を募集します。

1.実施趣旨  
実際に選挙の実務を体験

お名前:(必須)

郵便番号:(必須)  
012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。

住所:(必須)  
アパート・マンション等の集合住宅の場合は、部屋番号まで入力してください。

メールアドレス:(必須)  
お申し込みの確認メールを受

入力フォーム形式の様式は、ベントや各種講座の申し込みなど簡易な手続で使用しています。

# 4 電子申請・届出システム(4/7)



## 4-5 オンライン申請書作成(PDF形式)

### 1 基本情報入力

申請・届出者情報

申請・届出者区分  個人

法人名又は団体名

役職・部署名

氏名又は代表者氏名 姓

郵便番号

住所又は所在地

電話番号

代理人情報

申請・届出者区分  個人

法人名又は団体名

役職・部署名

氏名又は代表者氏名 姓

郵便番号

住所又は所在地

電話番号

連絡先情報

連絡先区分  個人

連絡先法人名又は団体名

連絡先役職・部署名

氏名又は代表者氏名 姓

郵便番号

住所又は所在地

電話番号

メールアドレス1

メールアドレス1確認用

メールアドレス2

メールアドレス2確認用

### 2 申請・届出書入力

平成21年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)受験申込書

受験番号

※試験案内に記載の「受験申込書記入上の注意」をよく読んで記入してください。

氏名(漢字)(姓) (名)

氏名(かな)

生年月日 年 月 日 生 性別  男  女

現住所 〒 TEL - -

合 否  是  否

通 知 先 〒 TEL - -

学 歴・学 校 名	学 部	学 科	在 学 期 間	該当を選択
最終			年 月 ~ 年 月	<input type="radio"/> 卒業
			年 月 ~ 年 月	<input type="radio"/> 卒業見込
その他			年 月 ~ 年 月	<input type="radio"/> 卒業
			年 月 ~ 年 月	<input type="radio"/> 中退

現在の勤務状況  有  無 (有の場合 勤務先名)

受験に必要な資格免許 資格免許の名称

年 月 取得(見込み)

職 種

試 験 会 場  新潟会場  東京会場

私は試験案内の記載内容をすべて了承のうえ、新潟市職員採用試験の受験を申し込みます。  
なお、私は試験案内にあるすべての受験資格を満たしており、この申込書の記載事項に相違ありません。  
※(試験案内の「受験資格」に関する事項をよく読んで、資格をすべて満たしていることを確認の上、チェックしてください。)

卒 成 年 月 日 氏 名

あなたは、この募集を例によって知りましたか。(該当する項目にチェックをつけてください。)

市報にいがた  市ホームページ(職員採用案内)  テレビ  雑誌  家族

市職員  その他( )

※ 備 考 欄

※第1次試験の時に、車椅子等の使用により試験会場で特別な配慮を必要とする方は、備考欄にその旨を記入してください。

### チェック

入力した内容に間違いがないかチェックを行います。

すべての入力が完了したら必ず「入力チェック」ボタンをクリックして入力内容にエラーがないか確認してください。エラーがなくても入力内容を確認するためにこのチェック機能があります。

入力内容の入力内容を確認したい場合は「ログ検索」ボタンを押してください。修正後は再度入力チェックを行う必要があります。

申請・届出書の送信について最終確認を行います。

「送信確認」ボタンをクリックし、申請・届出書・届出書送信の最終確認を行ってください。

入力内容のみをPDF形式で保存します。ここで使用した内容は、「保存シート印刷」ボタンで呼び出すことができます。保存した内容は必ずPDF形式にてご利用することが可能です。

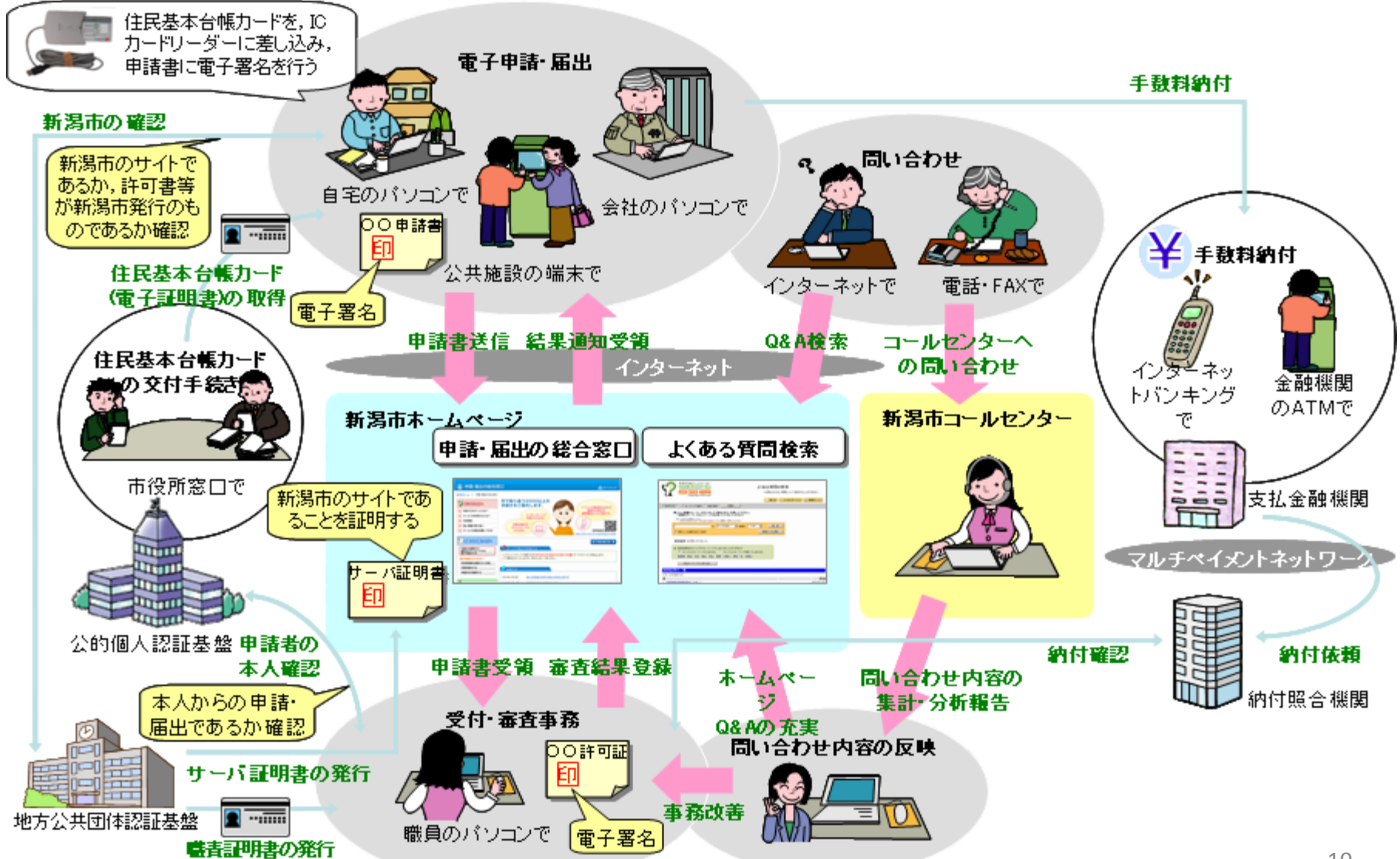
入力内容を含めてPDF形式で保存します。入力内容で保存した場合は、そこから入力内容を確認することができます。すべて入力後に保存した場合は、記入として利用できます。

PDF形式の様式は、法律や市の条例で定められた申請や届出などの手続で使用しています。

# 4 電子申請・届出システム(5/7)



## 4-6 サービス全体イメージ



# 4 電子申請・届出システム(6/7)



## 4-7 サービス提供に向けた基本方針

先行導入事例を調査・分析し、利用者視点により利便性の高いサービスを提供する

### (1) 共通事項

- ◆ オンライン申請に特化せず、手続きの総合案内として利用されるサービスを提供する
- ◆ サービス利用前の事前登録を不要にする
- ◆ サービス利用に特化したソフトウェアや有料ソフトウェアなどを不要にする
- ◆ プログラミング言語Javaのプログラム実行環境に依存しない

### (2) 様式ダウンロード

- ◆ 入力して作成できるものにする

### (3) オンライン申請

- ◆ 交付物の受け取りなどのための来庁を不要にする
- ◆ 「簡易」な手続きは携帯電話を利用して行えるものにする
- ◆ 「簡易」「本格的」を問わず、一つのサービス内で提供する
- ◆ 「本格的」な手続きは、通信環境を考慮してオフラインで作成が行えるようにする
- ◆ 手数料などを必要とする「本格的」な手続きは、オンライン納付が行えるようにする
- ◆ 「本格的」な手続きは、事務処理の進捗状況が見えるようにする



(申請状況確認メニューより)



# 4 電子申請・届出システム(7/7)



## 4-8 利用実績 (2008年10月 から 2010年3月までの18か月)

### (1) 提供状況

- 手続き情報数 : 約 2,500手続き
- ダウンロード様式数 : 約 3,500ファイル (説明用資料等含む)
- オンライン化手続き数 : 155手続き (受付期間外含む)

### (2) 利用状況

- アクセス数 : 約 127,700件 月平均 7,100件 (携帯電話用サイト含む)
- 様式ダウンロード数 : 約 98,200件 月平均 5,500件
- オンライン申請数 : 約 3,500件 月平均 200件 (携帯電話利用含む)

## 4-9 現状の課題と解決方針

### (1) 手続きオンライン化の推進

イベントの参加申し込みなど「簡易」な手続きにおいて、往復はがきの利用が前提となっているものが数多く存在することから、オンライン化の推進に向け、体制・役割の見直しを行う

### (2) オンライン化手続きの簡素化

「本格的」な手続きにおいて、本人確認手段に電子署名を必須としているものは利用者が非常に少ないことから、代替手段を用いるなど手続きの簡素化を検討する

# 5 電子収納システム(1/7)



## 5-1 サービス概要

手数料や税金の支払い方法を、金融機関や市役所の窓口、口座振替に加え、電子収納システムの導入により、マルチペイメントネットワーク(MPN) ※1)やコンビニエンスストアを利用できるようにして選択肢を増やすことで、利便性の向上を図る。

(2009年4月サービス提供開始)

※1 :各種の料金・税金などの収納を行なう収納企業・公共団体と、各種金融機関とを繋ぐネットワークMPNを利用して支払えるサービスの名称を「ペイジー」といいます



## 5-2 追加した支払い方法

### (1) ゆうちょ銀行窓口

誰でも利用可能

### (2) インターネットバンキング、モバイルバンキング

金融機関に申し込みが必要

### (3) 金融機関ATM(現金自動預入払出機)

誰でも利用可能 ただし、設置金融機関のキャッシュカードが必要な場合がある

### (4) 全国24のコンビニチェーン

誰でも利用可能 ただし、30万円以上の納付書は利用不可

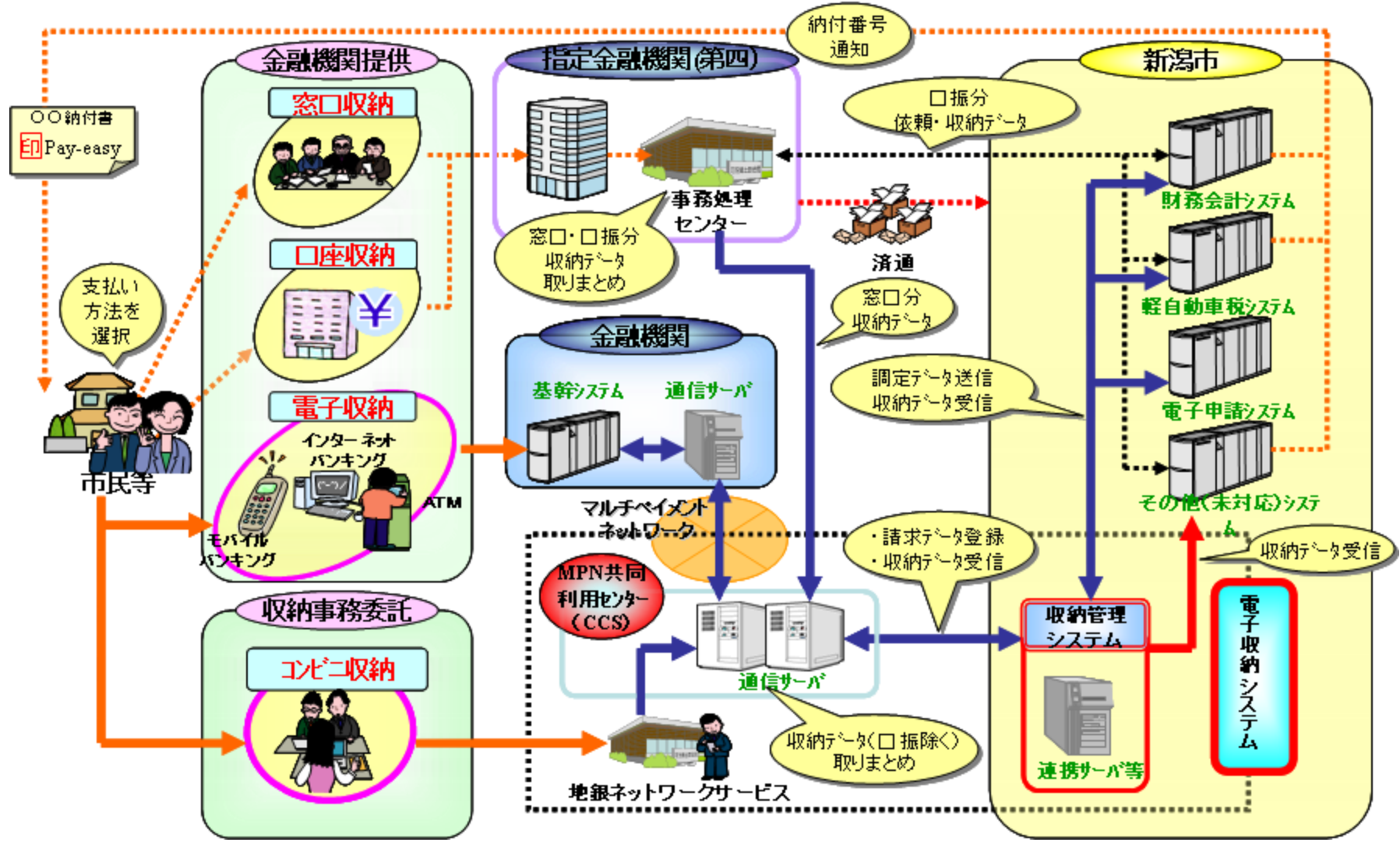
※1 : (2) (3) (4)ともに納付期限経過後は利用不可



# 5 電子収納システム(2/7)



## 5-3 全体イメージ







# 5 電子収納システム(3/7)

## 5-4 納付書の例

ペイジーで支払う際に入力する項目

ペイジーマーク(インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMで支払い可能)

コンビニで支払う際に、店員さんが使用するバーコード

77	平成21年度	新潟市軽自動車税納付済通知書	公	通常払込料金 加入者負担	pay-easy	新潟市 原符兼払込金 通常払込料金 加入者負担 受領証	pay-easy				
加入者名	新潟市会計管理者			口座番号	00190-1-967115		税額	1000円			
収納機器番号	15100	納付番号	0931-80108413-0	確認番号	00907	納付区分	161				
無印コード	80108413001	番号	新潟市	51282	納期限	平成21年	6月	1日			
33	190019096711500000001000215 07234210311801084130014210010000										
納付者	新潟 軽一										
収用S	[Barcode]			(91)959919-8630931801084130009070 090602-0-001000-5						収納代行 地銀ネットワークサービス㈱	
次の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。 ○ 納期限が過ぎたもの ○ 金額を訂正したもの ○ バーコードがない、又は読取れないもの							新潟市 軽 平成21年度			領収日付印	

ゆうちょ銀行(郵便局)で納付した場合は、紙に領収印が押され交付されます。  
※ 郵便局/コンビニ店員保管  
に保管してください。

軽自動車税納税通知書イメージ(表面 左半分)

# 5 電子収納システム(4/7)



窓口で支払う際の領収証書

※ペイジーで支払った場合、領収証書は発行されません。

**新潟市 軽自動車税 納税通知書 兼 領収証書**

平成 2 1 年度 951-8126  
新潟市中央区学校町通 1 番町 1 番地  
新潟 軽一 様

B- 6- 6-0000004

ATMでの納付の場合は、左側記載事項をお読みください。

車両番号	新潟市 ち7282	納期限	平成21年 6月 1日	
車種	原動機付自転車 (50CC以下)	照会コード	80108413001	
登録年月日	平成19年10月 1日	納付番号	0931-80108413-0	
		確認番号	00907	納付区分 161

(お問い合わせ先)  
 〒 951-8550 中央区役所 税務課  
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

**軽自動車税納税証明書  
(継続検査用)**

氏名または名称  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*様

車両番号  
 \*\*\*\*\*

証明書の有効期限 \*\*\*\*\*

上記の車両について軽自動車税の滞納がないことを証明します。  
 新潟市長

次の場合は、証明書として使用できません。  
 1. 積収印のないもの  
 2. \*\*\*印のあるもの  
 3. 訂正事項があり訂正公印のないもの

領収日付印  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*

新潟市

納付者控え、収入印紙不要

納付時は切り取らないで、お出しください。

窓口で支払う際の納税証明書(継続検査用)

※ペイジーで支払った場合、6月中旬頃に別途発送されます。

車検の必要がない場合や車検が必要で滞納している場合は「\*」印が表示されています。

軽自動車税納税通知書イメージ(表面 右半分)

# 5 電子収納システム(5/7)



## 5-5 インターネットバンキング・ATMを利用した支払いイメージ

納付書等に印刷されている収納機関番号、納付番号及び確認番号が必要になります。

(1) インターネットバンキング, ATMでの支払いイメージ

<http://www.pay-easy.jp/>

(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会ホームページ)

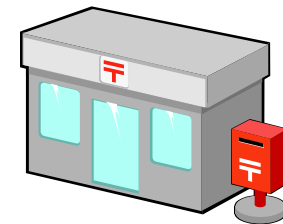
※ページ右側「ペイジー利用デモ体験」から操作体験が可能



(2) ゆうちょ銀行ATMでの支払いイメージ

<http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tukau/sokin/payeasy/kj tk sk pz howto.html>

(ゆうちょ銀行ホームページ)



# 5 電子収納システム(6/7)



## 5-6 利用実績 (2009年4月 から 2010年3月までの12か月)

### (1) 対応状況

科目 : 軽自動車税、財務会計システムが取り扱う納付書、  
電子申請・届出システムが取り扱う手続きに付随する手数料利用等

### (2) 利用状況

ゆうちょ銀行窓口	: 19,233件	(全納付件数の約 7.1%) (※1)
インターネットバンキング等	: 305件	(全納付件数の約 0.1%) (※1)
ATM	: 1,458件	(全納付件数の約 0.5%) (※1)
コンビニ(軽自動車税のみ)	: 43,512件	(全納付件数の約 24.6%) (※1)

※1: 各割合は、口座振替分を除いた納付書を用いた支払い分による割合

## 5-7 今後の対応予定

### (1) 2010年(平成22年度)

市県民税、固定資産税

### (2) 2011年(平成23年度)

国民健康保険料、介護保険料



# 5 電子収納システム(7/7)

## 5-8 他政令指定都市の対応状況

	MPN収納(※1)	コンビニ収納(※1)	クレジット収納(※2)
札幌市		○	
仙台市	○	○	
さいたま市	○		
千葉市	○	○	
川崎市		○	
相模原市	○	○	
横浜市		○	
静岡市		○	
浜松市		○	
名古屋市		○	
京都市		○	
大阪市	○	○	
堺市	○	○	
神戸市		○	
岡山市			
広島市			
北九州市			
福岡市		○	
	6	14	0
新潟市	○	○	

※1：税金等の科目は各都市による異なる

※2：病院の診療費など、税金等の科目以外を除く

# 6 情報公開システム(1/6)



## 6-1 サービス概要

市ホームページの一箇所から、行政文書情報の公開に関するサービスを利用できる情報公開システムを利用した「行政文書情報の提供・公開窓口」を開設することで、行政の見える化を推進する。(2009年10月サービス提供開始)

## 6-2 主なサービス

### (1) 行政文書の目録閲覧

文書管理システムによる文書処理完了後、最短2日で行政文書の目録を掲載し、文書分類やキーワード検索により、文書件名や作成日、文書保有所属などの文書情報の閲覧が行える

### (2) 情報公開請求

検索した文書目録から、文書を指定した情報公開請求<sup>(※1)</sup>が行える

### (3) 公開文書の閲覧

情報公開請求による公開決定文書や所属の発意により公開した文書が誰でも閲覧できる

### (4) 公示文書の閲覧

公示文書<sup>(※2)</sup>の公示日に公示文書の目録を掲載し、実施機関やキーワード検索により、公示件名や公示日などの文書情報や文書の閲覧が行える

※1 :市が保有している文書などの閲覧やコピーが請求できる制度

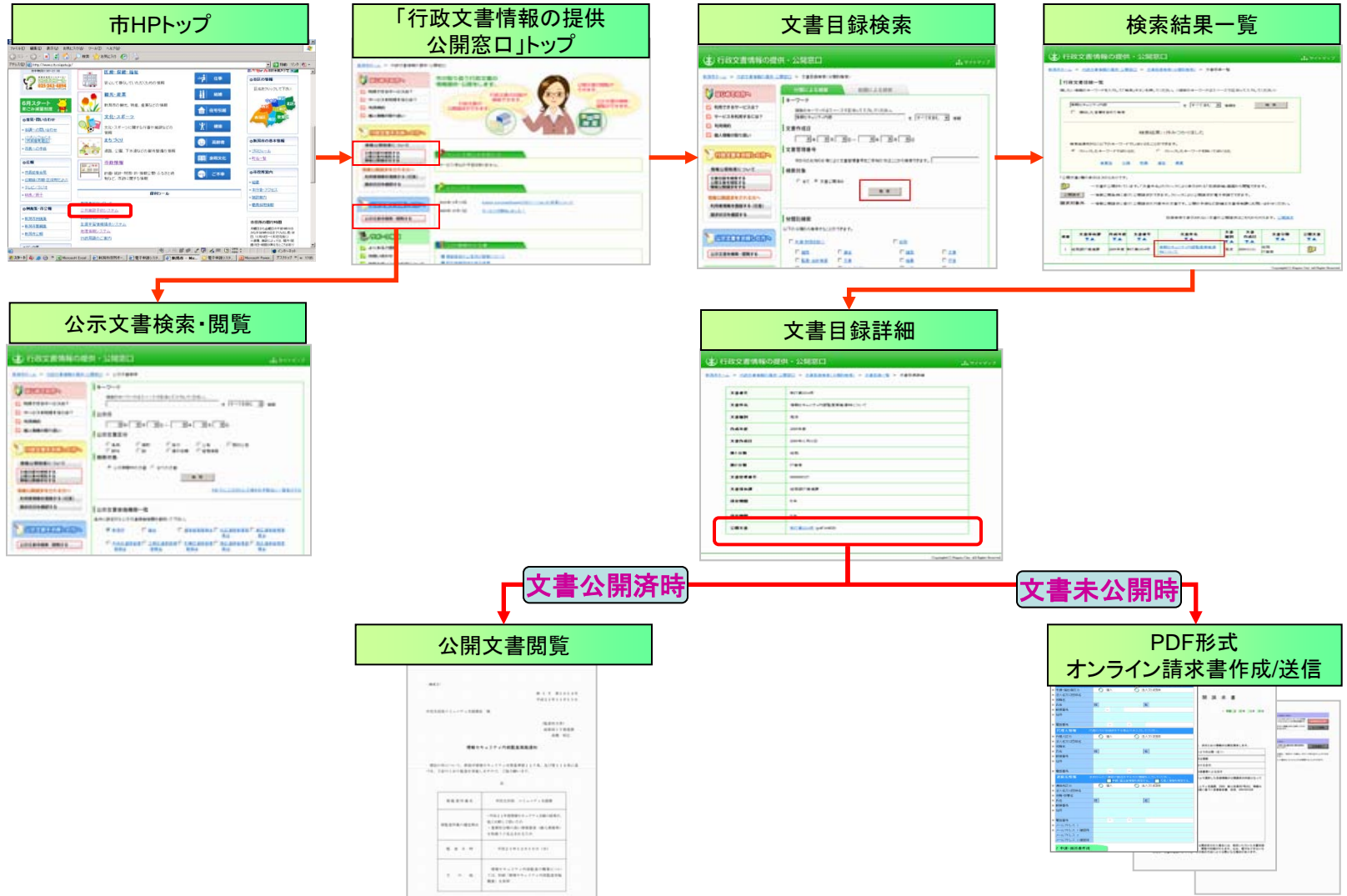
※2 :市が公布した条例・規則や告示・公告などの文書



# 6 情報公開システム(2/6)



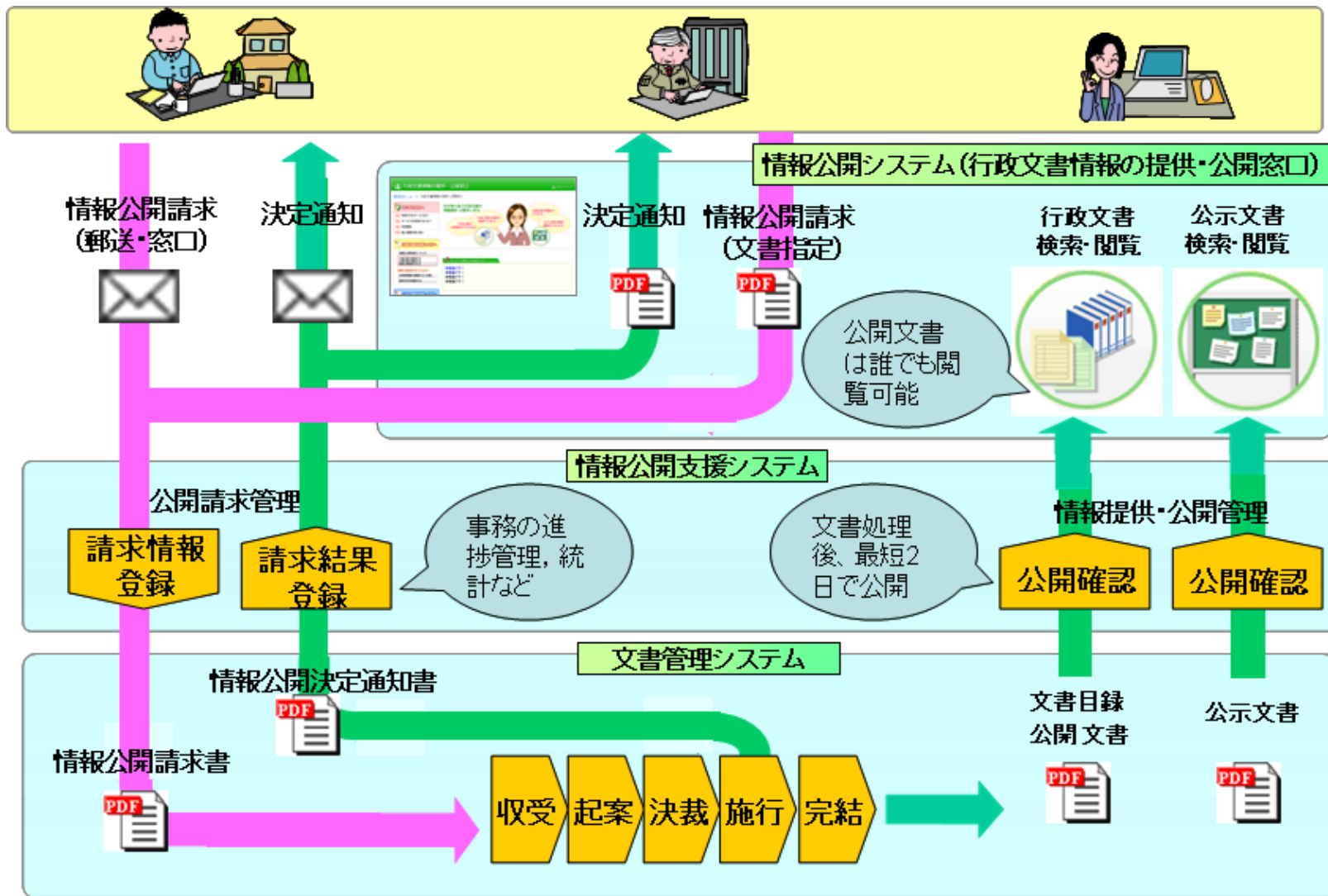
## 6-3 サービス利用イメージ



# 6 情報公開システム(3/6)



## 6-4 サービス全体イメージ





# 6 情報公開システム(4/6)



## 6-5 サービス提供に向けた基本方針

本市の課題を調査・分析し、行政事務の簡素化・標準化、行政の見える化を実現する。

### (1) 共通事項

- ◆ サービス利用者のパソコン環境への配慮は、電子申請・届出システムと同様とする

### (2) 行政文書の目録公開

- ◆ 新鮮な情報を提供し、いつでも、誰でも閲覧できるようにする

前：年1回提供、半年～1年半前の情報を来庁して紙の目録で閲覧 →

後：毎日提供、最短2日前の情報をインターネットで閲覧

### (3) 公開文書の閲覧

- ◆ いつでも、誰でも閲覧できるようにする

前：請求者が来庁や写しの郵送で閲覧 → 後：請求者を含め、誰でもインターネットで閲覧

### (4) 公示文書の閲覧

- ◆ 新鮮な情報を提供し、いつでも、誰でも閲覧できるようにする

前：公示日に来庁して閲覧、または1か月前の情報をインターネットで閲覧 →

後：公示日にインターネットで閲覧

# 6 情報公開システム(5/6)



## 6-6 利用実績 (2009年10月 から 2010年3月までの6か月)

### (1) 提供状況

行政文書情報数	:	約 700,000件
行政文書公開数	:	80件
公示文書数	:	約 500件

### (2) 利用状況

アクセス数	:	約 3,500件	月平均	590件
情報公開請求数	:	65件	月平均	10件 (文書指定した公開請求分)

## 6-7 現状の課題と解決方針

### (1) 文書公開の推進

各所属の発意により公開した文書が少ないことから、行政文書の積極的な公開に向け、体制・役割の見直しを行う

# 6 情報公開システム(6/6)



## 6-8 他政令指定都市の対応状況

	行政文書の目録 公開	目録指定の 情報公開請求	公開文書の 一般公開	目録指定不要の 情報公開請求
札幌市	(簿冊のみ)			○
仙台市				
さいたま市	○			○
千葉市	○			○
川崎市	○			○
相模原市				○
横浜市	○	○		○
静岡市				○
浜松市				○
名古屋市				
京都市	○			
大阪市	○			○
堺市				○
神戸市				
岡山市	○	○	○	
広島市				○
北九州市				
福岡市	○			○
	8	2	1	12
新潟市	○	○	○	○



# 7 新潟市の情報化進展度

## 7-1 e-都市ランキング

### (1) e-都市ランキングとは？

日経BP社が、自治体の情報化の進展度をアンケート調査を行い、情報化への取り組みを得点化して、ランキングを算出調査により評価するもの

10回目を迎えた2009年は、5月末時点の市町村と東京23区(全1798団体)に調査を実施  
回答は1361自治体、について、回収率は75.7%

### (2) 評価項目

2009年は、「Webサイトの情報・サービス」40点、「アクセシビリティ対策」10点、「庁内情報化」15点、「情報化政策」20点、「セキュリティ対策」15点、の計100点満点で評価し、ランキングを決定

各年の評価対象項目は、時の流れに合わせて変化している

## 7-2 新潟市のランキング

### (1) 2009年のランキング

「Webサイトの情報・サービス」35.7/40点、「アクセシビリティ対策」8.0/10点、「庁内情報化」11.9/15点、「情報化政策」12.6/20点、「セキュリティ対策」15.0/15点、の83.2/100点の第27位  
ランキングの推移は、2005年(237位) → 2006年(93位) → 2007年(16位) → 2008年(31位)

出典:日経BP社「日経パソコン」2005年7月25日号、2006年7月24日号

「日経BP ガバメントテクノロジー」2007年秋号、2008年秋号、2009年秋号